

倫理規程

日本コラーージュ療法学会は日本コラーージュ療法学会会則第 9 条に基づき、この規程を制定する。

(目的)

第 1 条 この規程は、日本コラーージュ療法学会(以下「本会」という)会員が行うコラーージュ療法及びこれと関連する諸技法の実践と研究活動に関わる倫理について、その適性を期することを目的とする。

第 2 条 会員が専門的業務に従事するに当たって、遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第 3 条 本会に、前 2 条に係わる事項を審議するために倫理委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(委員会の業務)

第 4 条 委員会は第 1 条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、本会の理事長（以下「理事長」という）の指示の下に次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理意識の向上に向けての本学会への提言
- (3) 理事長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
- (4) その他、委員会が必要と認める業務

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は、本学会の常任理事の互選により選出された委員と、理事の互選により選出された委員若干名をもって構成する。委員長は常任理事をもって充てる。

(委員会の運営)

第 6 条 委員長は委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会は、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成により決定を行う。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理し、これを行う。

(委員会の調査)

第7条 会員は、本学会が定める倫理綱領・倫理規程に違反すると考えられる事例については、学会としての倫理意識の向上を図る目的で、本学会に疑義の申し立てを行うことができる。

- 2 案件として取り上げる際に申立人にその旨の通知を行う。
- 3 案件の当事者になった場合、委員はその職を離れなければならない。
- 4 倫理違反問題を調査する過程で、倫理違反疑義の対象となる会員を含む個人の尊厳を著しく損なうことがないように、委員は細心の注意を払わなければならない。

(裁定)

第8条 会員は、本学会の倫理綱領違反に著しく反した行為を行った場合は、委員会の調査と本学会理事会の審議に基づき、違反の程度に応じて、厳重注意、一定期間の会員資格の停止、会員資格の取り消し、その他の裁定を受ける。

- 2 裁定は、本学会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。
- 3 裁定結果は、学会としての倫理意識の向上を図ることを目的として、適切な形で公表することができる。

(改廃手続き)

第9条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本学会理事会において理事の3分の2以上の議決による承認を得た後、理事長がこれを行い、総会において承認を受ける。

附則

本倫理規程は、令和3年12月5日より施行する。